

第5次
黒石市地域福祉計画
第2期
黒石市成年後見制度利用促進基本計画

(案)

令和8年 月
黒 石 市

目 次

第5次黒石市地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 他計画との関係	2
5 計画の策定体制	2
第2章 地域福祉を取り巻く現状	3
1 人口・世帯の状況	3
2 各種団体等の状況	15
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念	17
2 計画の基本目標	18
3 施策の体系	19
4 「自助」「互助」「共助」「公助」について	20
5 計画の重点的な視点	20
第4章 施策の展開	21
基本目標1 住民の心が通い合う地域づくり	21
施策1 地域活動の推進	21
施策2 コミュニティを基礎とした地域福祉の推進	22
施策3 安全・安心の地域づくり	24
施策4 災害時における支援活動の推進	25
基本目標2 安心できる未来に向けての人づくり	28
施策1 地域福祉の考え方や活動の周知・啓発	28
施策2 福祉教育の推進	29
施策3 福祉の人材育成とボランティア活動の推進	30
基本目標3 自分らしく生きるためのしくみづくり	32
施策1 包括的な支援体制の構築	32
施策2 生活困窮者対策の推進	33
施策3 自殺対策の推進	35
施策4 権利擁護の推進	36
施策5 再犯防止対策の推進(黒石市再犯防止推進計画)	38
施策6 関係機関・団体や地域住民との連携	40
施策7 相談体制の充実	42
施策8 サービスを利用しやすい環境づくり	44
第5章 計画の推進	47

1 計画の推進体制.....	47
2 計画の進行管理.....	47

黒石市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって.....	49
(1) 計画策定の背景と目的.....	49
(2) 計画の位置づけ.....	50
(3) 計画期間.....	50
(4) 計画の進行管理及び評価.....	50
(5) 周辺自治体との協力.....	50
2 成年後見制度利用に関する現状.....	51
(1) 首長申立.....	51
(2) 成年後見制度利用支援事業.....	51
(3) 弘前圏域権利擁護支援事業.....	52
3 成年後見制度利用促進にあたっての課題.....	52
4 計画の策定によりめざす姿.....	53
基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度の運用.....	53
(1) 成年後見制度の周知及び啓発.....	53
(2) ニーズの把握と早期発見.....	53
(3) 成年後見制度の利用ありきでない他の福祉サービス等の一体的提供.....	53
(4) 利用支援事業のあり方.....	54
基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり.....	54
(1) 中核機関の設置.....	54
(2) 地域連携ネットワークの構築.....	54
(3) 担い手の確保・育成等推進.....	54
基本目標3 制度理解と不正防止の徹底.....	55
(1) 成年後見制度の周知及び啓発（再掲）.....	55
(2) 不正防止のための関係機関との連携.....	55

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢化が進んでいます。加えて、価値観や生活様式の変化により、核家族化が進み、地域のつながりが薄れることで、家族を含む他者とのかかわり方が変わり、孤独死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題はさらに多様化・複合化しています。

国は、「地域共生社会」*の実現を掲げ、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる体制づくりを目指してきました。令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、これにより改正された社会福祉法等は一部を除き令和3年4月に施行され、市町村が地域住民の多様化・複合化した課題に対応するための事業を創設できるようにするなど、更なる包括的な支援体制の整備を求めています。

本市では、令和2年度に第4次黒石市地域福祉計画を策定し、「地域共生社会」の実現のため、市民と行政との協働のもと、共にささえ合い、助け合い、社会福祉活動に積極的に参加できる地域づくりを目標とした施策を展開してきました。本市をとりまく現状と国の動きをふまえつつ、引き続き「地域共生社会」の実現に向け地域と行政の協働による福祉のまちづくりを推進するため、第5次黒石市地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画です。福祉の各分野の上位計画として位置づけられるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載することとされています。

また、第5次黒石市地域福祉計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第8条に基づく地方再犯防止推進計画を包含し、一体的に策定します。

* 地域共生社会とは、地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『ささえ手』『うけ手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会」とされています。

3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、社会情勢や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 他計画との関係

本計画は、黒石市総合計画を上位計画とし、こども計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者支援計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康くろいし21（健康増進計画）、その他福祉に関する計画との整合・連携を図ります。

5 計画の策定体制

本計画は、福祉関係者、学識経験者などから構成される黒石市地域福祉計画策定委員会の委員から意見、提言を受けるとともに、市の関係部署や関係団体と検討・調整しながら策定しました。

また、令和7年8月に、市民を対象にアンケート調査を実施し、現状と課題の把握を行いました。

調査名	黒石市地域福祉計画策定に係る アンケート調査
調査対象者	18歳以上の市民
配布数	1,000票
回答数	323票(32.3%)
抽出方法	無作為
調査方法	郵送・Web
調査期間	令和7年8月1日～8月29日

「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合などを除き、“障害”を「障がい」という表記で統一しています。

第2章

地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

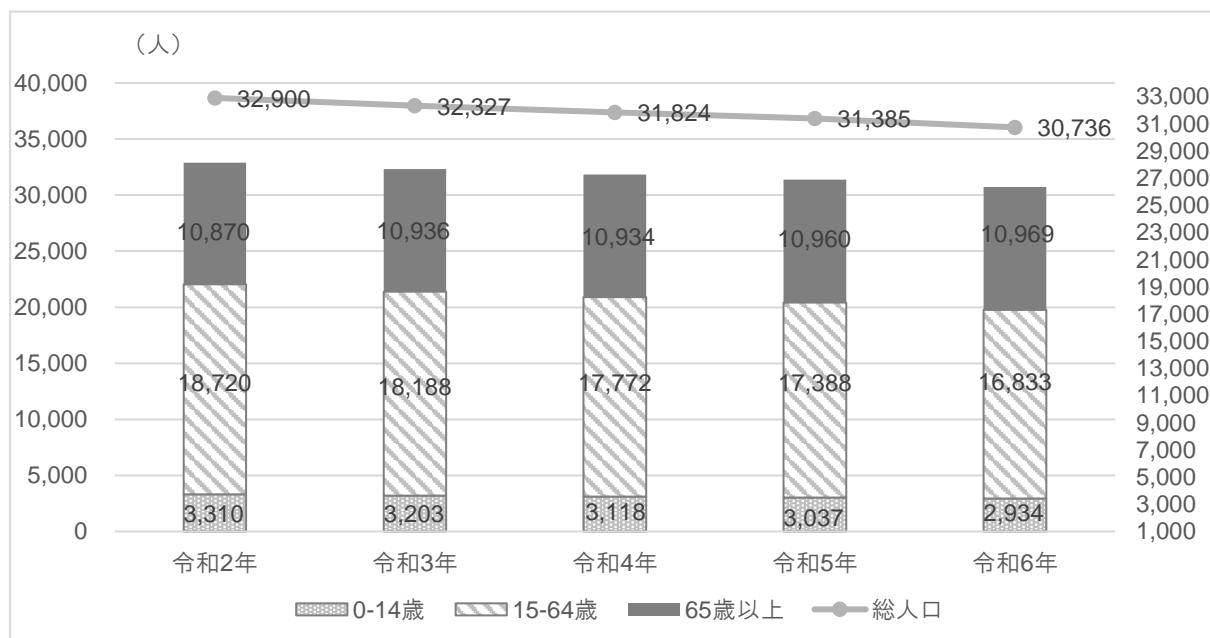
本市の人口は減少傾向にあり、令和2年から令和6年で2,164人減少しています。年齢3区分人口では、14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が続いています。

また、年齢3区分人口構成も同様に、14歳以下の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向で推移しています。

● 人口の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	32,900	32,327	31,824	31,385	30,736
0-14歳	3,310	3,203	3,118	3,037	2,934
15-64歳	18,720	18,188	17,772	17,388	16,833
65歳以上	10,870	10,936	10,934	10,960	10,969

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

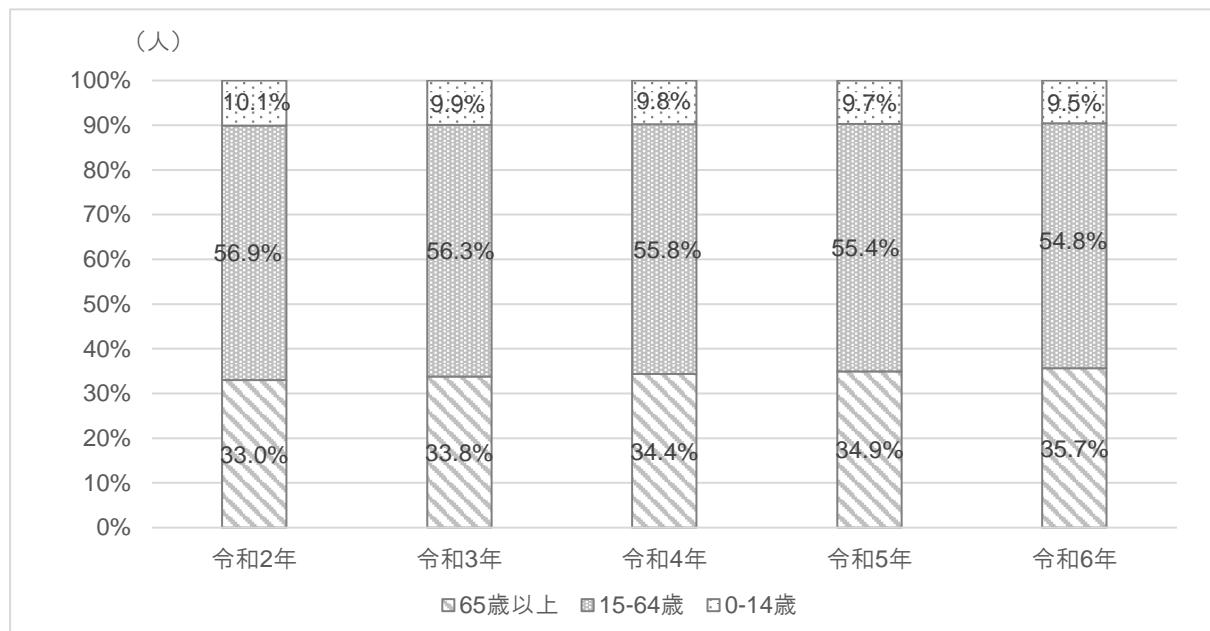


●年齢3区分別人口比率の推移

(人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0-14歳	10.1%	9.9%	9.8%	9.7%	9.5%
15-64歳	56.9%	56.3%	55.8%	55.4%	54.8%
65歳以上	33.0%	33.8%	34.4%	34.9%	35.7%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2)世帯の推移

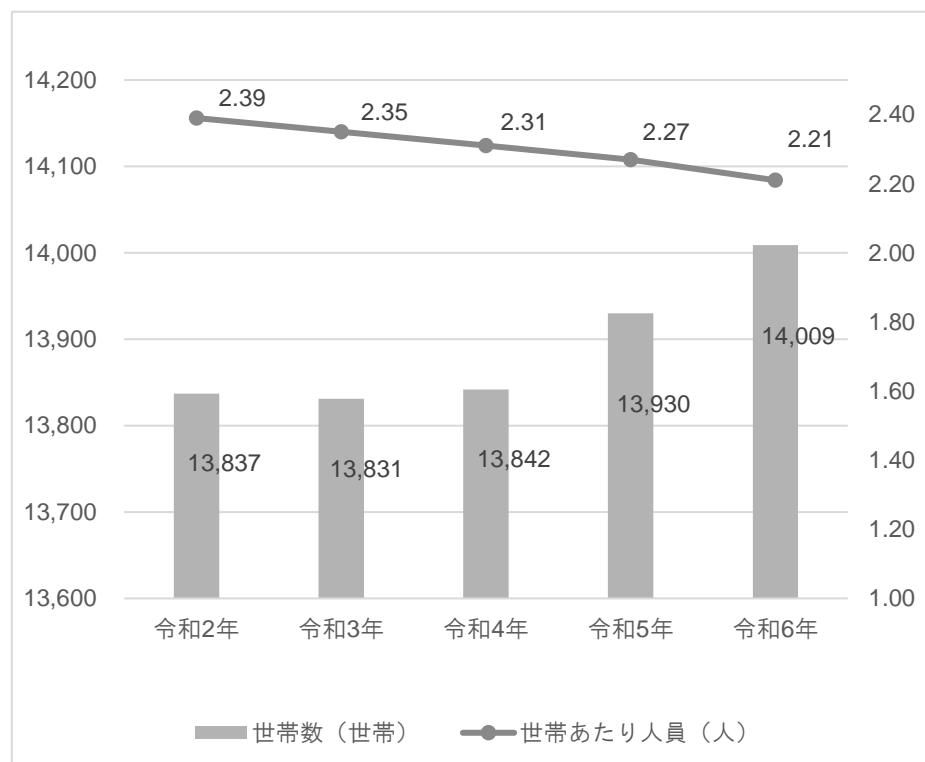
人口は減少傾向となっていますが、世帯数は増加傾向で推移しています。
世帯あたり人員は減少傾向で推移し、令和6年では2.21人となっています。

●総人口と世帯の推移

世帯の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数（世帯）	13,837	13,831	13,842	13,930	14,009
世帯あたり人員（人）	2.39	2.35	2.31	2.27	2.21

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(3)出生率の推移

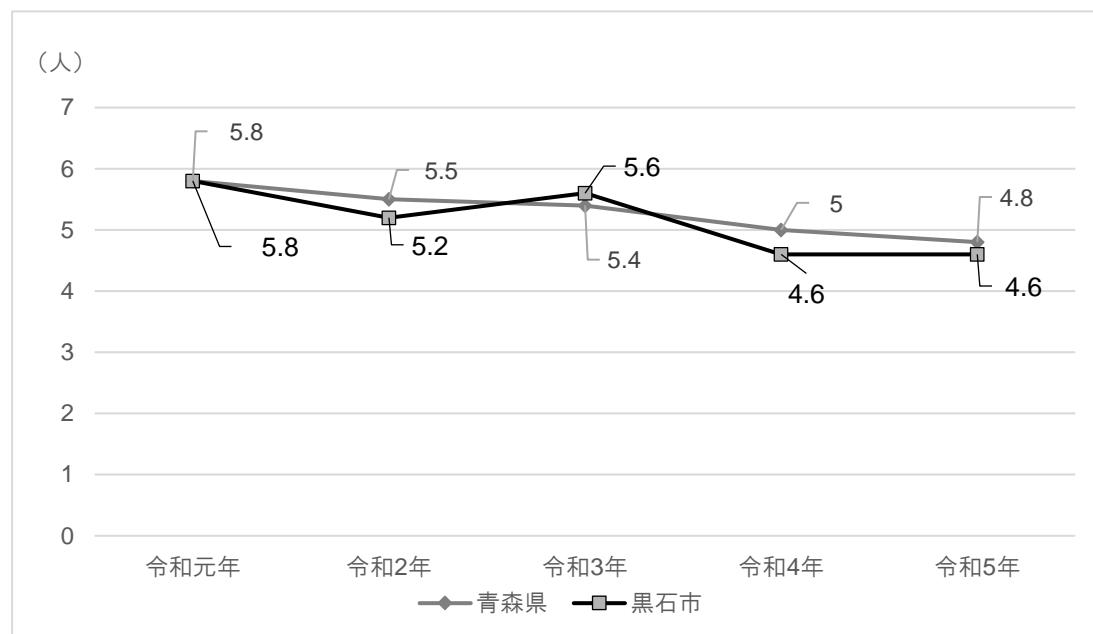
本市の出生率は減少傾向にあります。青森県と比較すると、概ね同様の水準となっています。

●出生率の推移

(パーセント：人口千人あたり)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
青森県	5.8	5.5	5.4	5.0	4.8
黒石市	5.8	5.2	5.6	4.6	4.6

資料：青森県保健統計年報（各年1月～12月）



(4)児童扶養手当受給世帯の状況

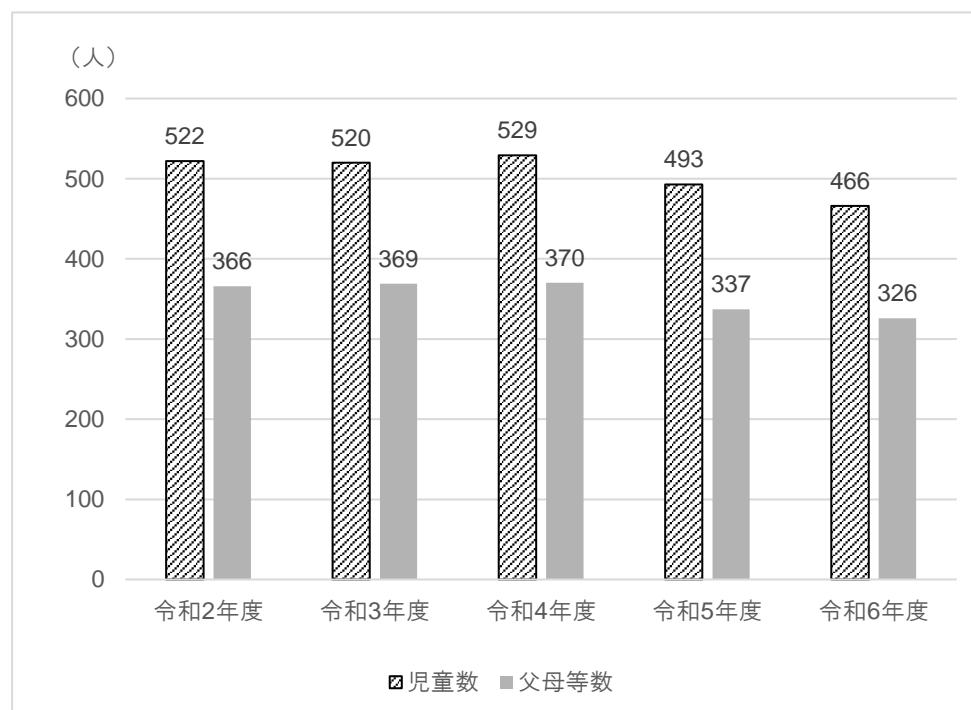
本市の児童扶養手当受給世帯の父母等数は、過去5年においては減少傾向にあり、令和6年度末では326人となっています。また、児童数も同様に減少傾向にあり、令和6年度末では466人となっています。

●児童扶養手当受給世帯の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
父母等数	366	369	370	337	326
児童数	522	520	529	493	466

資料：子育て支援課（各年度末現在）

（注）児童は0～18歳



(5)障がい者数の推移

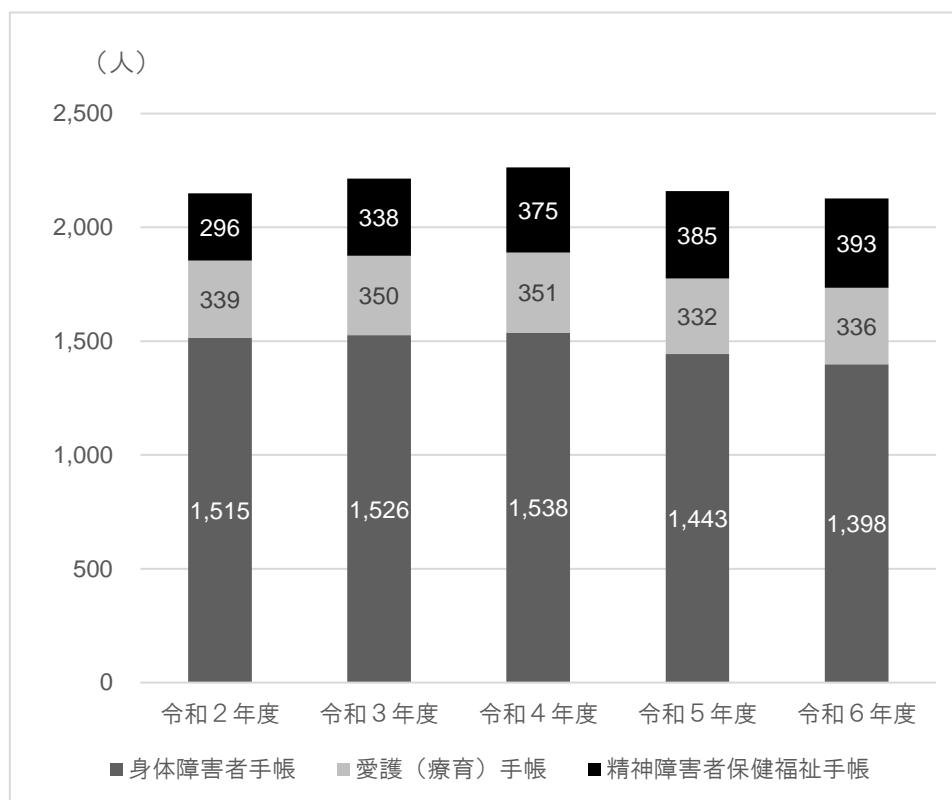
障害者手帳所持者数をみると、過去 5 年ではほぼ横ばいであり、令和 6 年度では 2,127 人となっています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移し、愛護（療育）手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

●障害者手帳所持者数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳	1,515	1,526	1,538	1,443	1,398
愛護（療育）手帳	339	350	351	332	336
精神障害者保健福祉手帳	296	338	375	385	393
合計	2,150	2,214	2,264	2,160	2,127

資料：福祉総務課（各年4月1日現在）



(6) 高齢者の推移

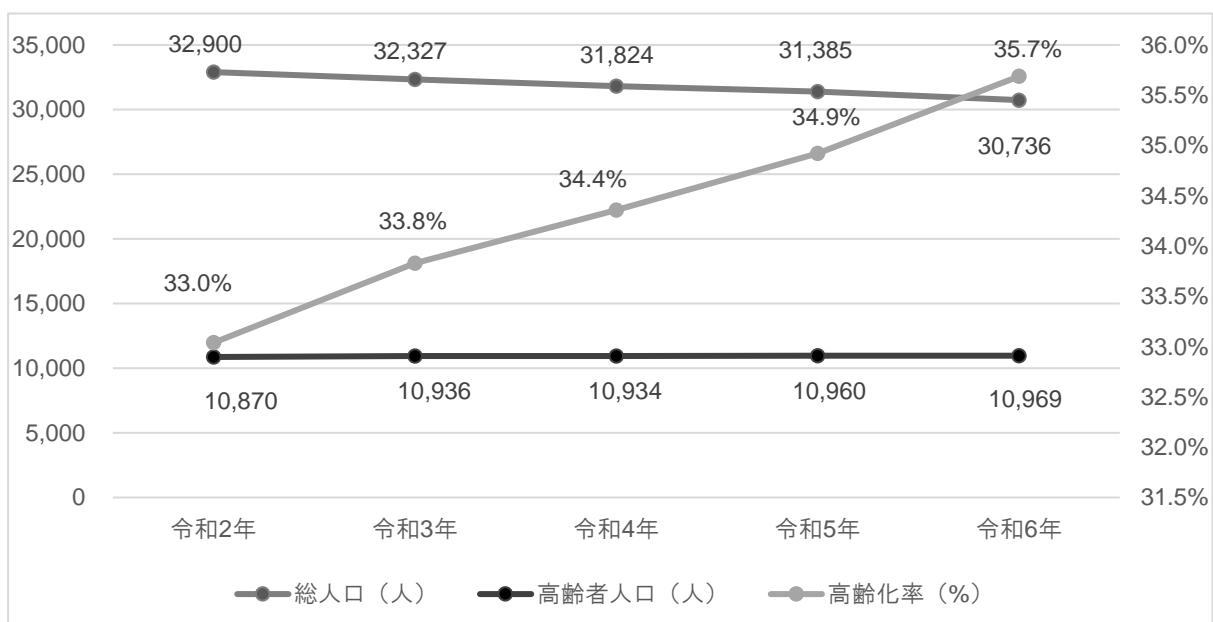
本市の高齢者人口(65歳以上)の高齢者人口は横ばいで、令和6年の高齢者人口は10,969人でしたが、総人口は減少傾向にあるため、高齢化率は35.7%と上昇しています。

高齢者人口の推移を区分ごとにみると、「65～74歳(前期高齢者)」は減少傾向、「75歳以上(後期高齢者)」は増加傾向にあり、後期高齢者の人口が今後さらに増加することが予想されます。

● 総人口と高齢者人口、高齢化率の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口(人)	32,900	32,327	31,824	31,385	30,736
高齢者人口(人)	10,870	10,936	10,934	10,960	10,969
高齢化率(%)	33.0%	33.8%	34.4%	34.9%	35.7%

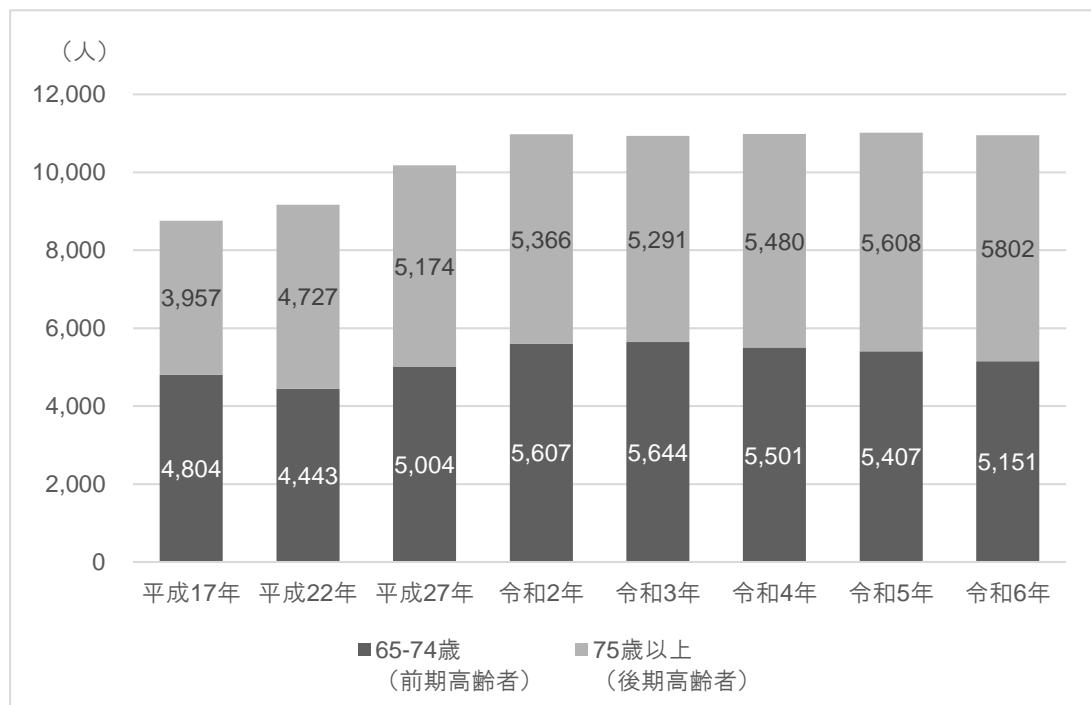
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



●高齢者人口の区分ごとの推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
65-74歳 (前期高齢者)	4,804	4,443	5,004	5,607	5,644	5,501	5,407	5,151
75歳以上 (後期高齢者)	3,957	4,727	5,174	5,366	5,291	5,480	5,608	5,802

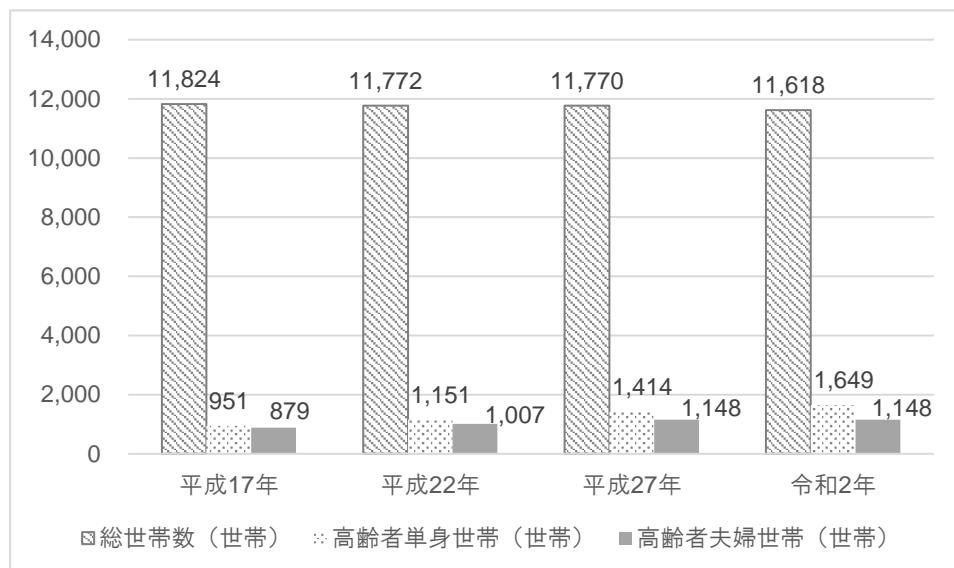
資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）



●高齢者のいる世帯数の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数（世帯）	11,824	11,772	11,770	11,618
高齢者単身世帯（世帯）	951	1,151	1,414	1,649
高齢者夫婦世帯（世帯）	879	1,007	1,148	1,256

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



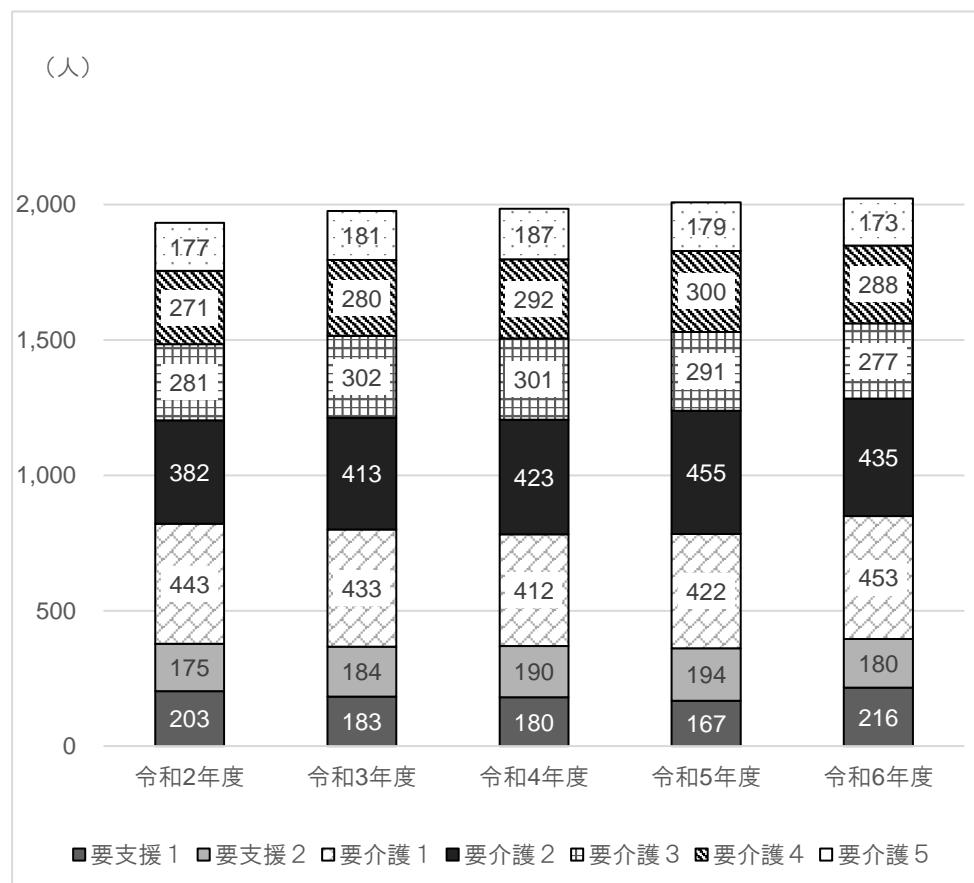
(7)要介護(要支援)認定者数の推移

過去5年の要介護認定者数をみると、高齢者人口が横ばいとなっている中でも、認定者数は増加傾向にあります。

●要介護(要支援)認定者数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(人)
要支援1	203	183	180	167	216	
要支援2	175	184	190	194	180	
要介護1	443	433	412	422	453	
要介護2	382	413	423	455	435	
要介護3	281	302	301	291	277	
要介護4	271	280	292	300	288	
要介護5	177	181	187	179	173	
合計	1,932	1,976	1,985	2,008	2,022	

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）



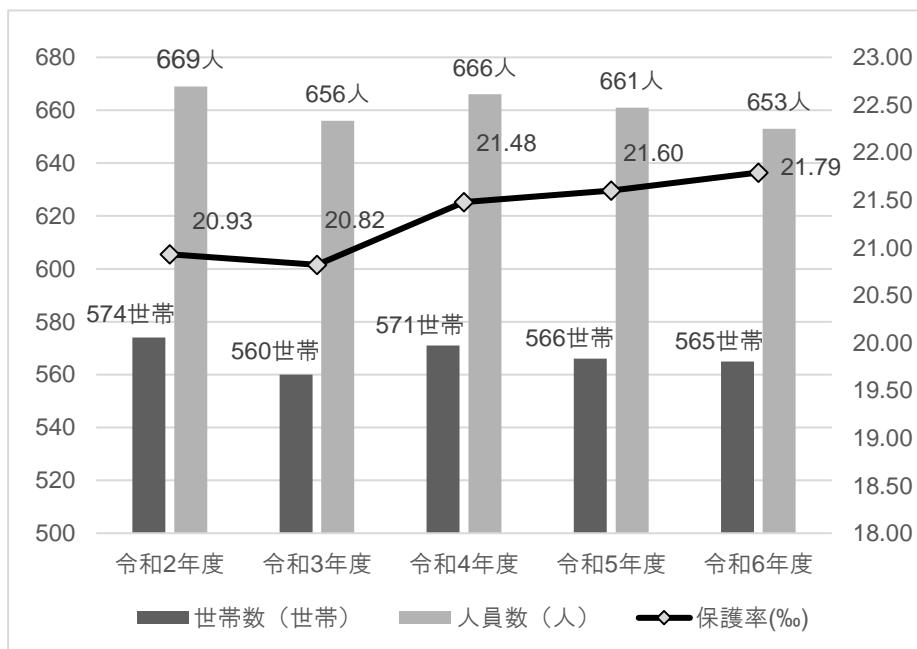
(8)生活保護の状況

過去 5 年の生活保護の状況は、被保護世帯数と被保護人員数は減少傾向にあります
が、保護率は増加傾向にあり、令和 6 年度は世帯数 565 世帯、人員数 653 人で、保護率は 21.79 パーセントとなっています。

●被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数（世帯）	574	560	571	566	565
人員数（人）	669	656	666	661	653
保護率(%)	20.93	20.82	21.48	21.60	21.79

資料：福祉総務課（各年月平均）



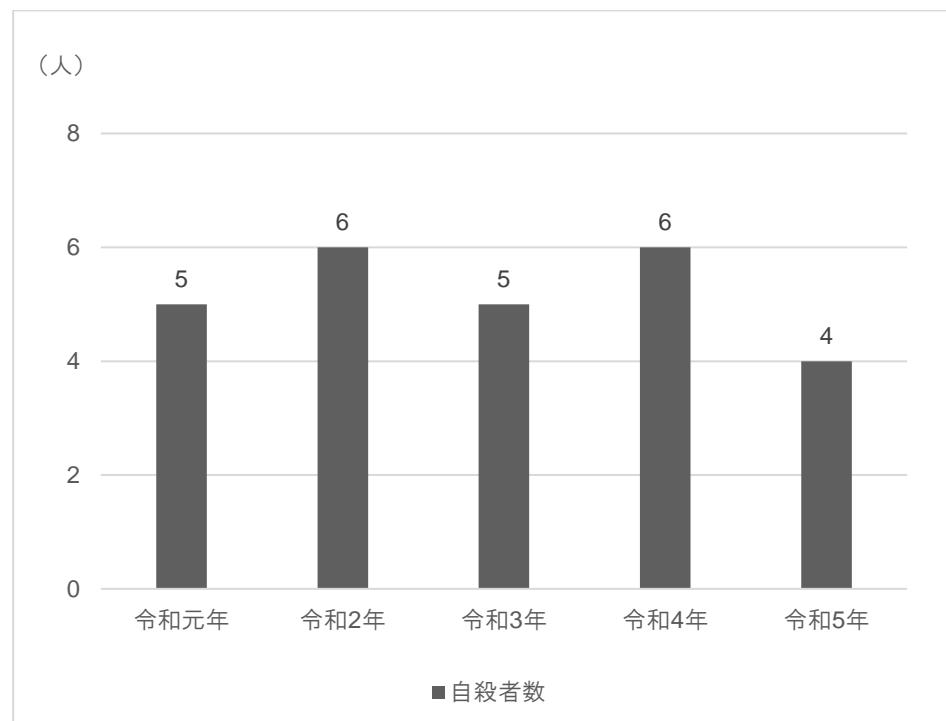
(9)自殺者の推移

本市の自殺者数は、増減を繰り返しながらも横ばい傾向にあり、令和5年では4人となっています。

●自殺者数、自殺率の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自殺者数(人)	5	6	5	6	4
自殺率(人口10万対)	15.5	18.9	16.0	19.4	13.1

資料：青森県保健統計年報（各年1月～12月）



2 各種団体等の状況

(1)町内会

町内会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助け合って協力をしていくことで、快適で住みよいまちをつくるための、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

本市では126団体が、安心・安全で快適な地域づくりのため、側溝の泥上げ、ごみ集積所や街路灯の管理、見守りなどの日常的な活動のほか、災害時の助け合いなどを行っています。

(2)社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、都道府県、市区町村を単位に一つずつ設置されています。市社会福祉協議会は、地域住民やボランティア、福祉関係者・行政機関などと連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。また、本市では10の地区社会福祉協議会が組織されており、市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会との連携・協働を基本として、それぞれの地域性や住民ニーズに応じた小地域の福祉活動に取り組んでいます。

(3)民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。行政などへのつなぎ役として、訪問などによる見守りをはじめ、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行っています。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、地域の子どもたちの見守りをはじめ、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を行っています。

「主任児童委員」は、子どもや子育て家庭への支援を専門とし、行政や学校、児童関係機関との連絡・調整や、地域を担当する児童委員と連携した活動を行っています。

現在、本市では民生委員・児童委員が74人、主任児童委員が8人の計82人が活動しています。

●民生委員・児童委員、主任児童委員数

地区	民生委員・児童委員	主任児童委員	(人)
1区（山形・牡丹平地区）	10	2	
2区（浅瀬石・追子野木地区）	11	2	
3区（東地区）	13	1	
4区（西部地区）	13	1	
5区（中部・北地区）	19	1	
6区（六郷・上十川地区）	8	1	
合計	74	8	

資料：福祉総務課（令和7年12月1日現在）

(4)ボランティア団体

市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報提供や相談、登録、活動のあっせんなどを行っています。また、黒石市ボランティア連絡協議会と協働してボランティア活動の普及と推進をしています。

現在は、13団体、832人がボランティアとして登録し、活動を行っています。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団体数（団体）	16	16	15	15	13
人数（人）	1,711	1,369	1,320	1,296	832
（うち個人登録数）	(20)	(20)	(20)	(19)	(19)

資料：黒石市社会福祉協議会（各年6月30日現在）

第3章

計画の基本的な考え方

第5次地域福祉計画について

1 計画の基本理念

本市は、「第7次黒石市総合計画」において、「いくつになっても住みよいまち 次世代につなぐ故郷（ふるさと） くろいし」をキャッチフレーズに、市民の黒石力*を結集して、市や地域コミュニティを始めとする様々な団体が活性化し、子どもから高齢者まですべての市民が安心して暮らすことができる、持続可能な一体感のある強いまちづくりを目指しています。本計画においてもこの将来像を共有し、基本理念を「みんなでささえ合い 共につくる 安心して暮らせる福祉のまち」とします。

みんなでささえ合い 共につくる
安心して暮らせる福祉のまち

少子高齢化や人口減少、価値観の多様化など、社会の急激な変化によって、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが薄れ、地域ではさまざまな問題が発生しています。また、複数分野の課題を抱えた人などの支援において、分野ごとに整備されてきた公的支援では対応が困難なことから、行政のみならず、多様な機関との連携した取組が求められています。

地域をとりまく環境が厳しくなる中において、年齢や性別、障がいの有無、国籍に関わりなく、すべての人々が地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、お互いに思いやりの心を持ち、共に助け合い、ささえ合うことがますます重要となっています。

地域住民をはじめ、町内会、地区協議会、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO*、社会福祉協議会、行政など、地域で共に生きるすべての人々の協働のもと、市民の黒石力*を結集して福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

*黒石力とは、市民をはじめ地区協議会、行政、その他黒石市と関係のある個人・団体が、地域の価値を高めたり、課題を解決したりするなど、地域の活力を高めていく総合的な住民の力のことです。

*NPOとは、Nonprofit Organization（ノンプロフィットオーガナイゼーション）の略で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない民間の組織・団体のことです。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 住民の心が通い合う地域づくり

地域における住民同士の交流や見守り体制の充実を図り、お互いに思いやりの心を持ち、共に助け合いささえ合う、住民の心が通い合う地域づくりを進めます。

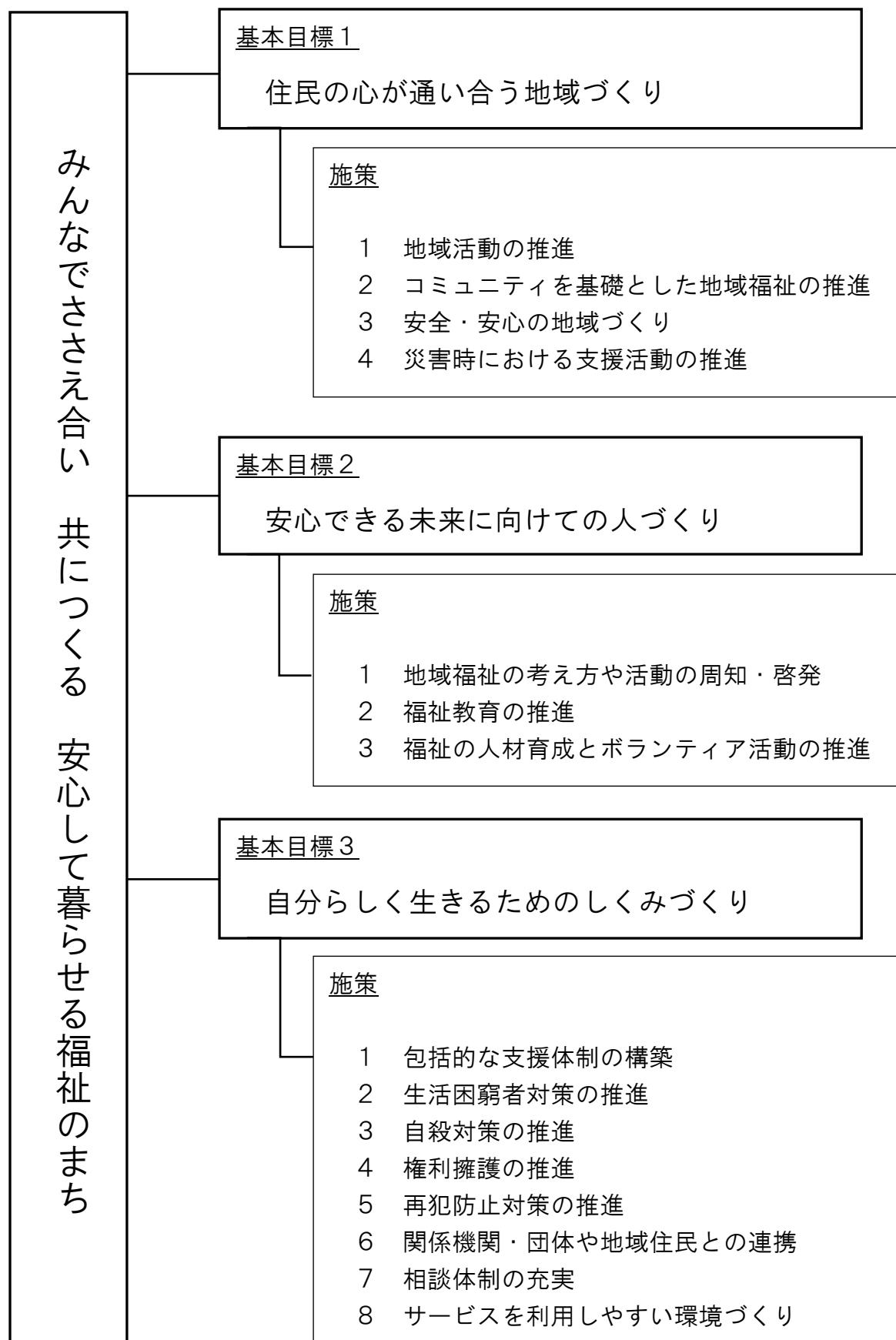
基本目標2 安心できる未来に向けての人づくり

市民一人ひとりが福祉への理解と関心を高め、地域福祉の担い手であるという意識をはぐくむ、安心できる未来に向けての人づくりを進めます。

基本目標3 自分らしく生きるためのしくみづくり

地域で共に生きるすべての人々が協働しささえ合い、住み慣れた地域で暮らし続けられる、自分らしく生きるためのしくみづくりを進めます。

3 施策の体系



4 「自助」「互助」「共助」「公助」について

地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの活動（自助）や、隣近所の住民同士などがお互いにささえ合い、助け合うこと（互助）も大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者などによる地域で組織化された活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などにより自助や互助の力が低下する中、その重要度がますます高まっています。

これから地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、個人情報の取り扱いに配慮した上で、様々な立場の人々が協力しながら地域福祉を進めていくことが求められます。

5 計画の重点的な視点

本市では、市内10地区にコミュニティ組織である地区協議会が組織されており、運動会や芸能祭、環境保全活動、交通安全・防犯対策活動など、様々な事業を展開しています。

地域福祉においても、10地区に地区社会福祉協議会が組織され、町内会や民生委員・児童委員、地区協議会などと連携し、協働しながら、それぞれ地域の実情に即した福祉活動を展開しています。

地区協議会を中心とした地域づくりによって培われたコミュニティ力「黒石力」を基盤として、次の施策に重点的に取り組みます。

(1) 黒石力をいかした「黒石型地域包括ケアシステム」の構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」において、10地区それぞれの特徴ある活動をいかした「黒石型地域包括ケアシステム」の構築を継続し、地域でのささえ合い活動や、地域住民、団体、関係機関などが地域生活課題を共有し解決を試みる取組を通して、地域における人と人とのつながりを強くし、黒石力をさらに高めていきます。

(2) 「地域包括ケア」の理念を基礎とした包括的な支援体制の整備

地域包括ケアにおける「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、生活上の困難を抱えるあらゆる地域住民への包括的な支援体制の整備を目指し、他人事ではなく「我が事」と考える地域づくり、課題を「丸ごと」受け止める体制づくりを進めます。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 住民の心が通い合う地域づくり

施策1 地域活動の推進

【現状と課題】

個人の価値観や生活様式の変化・多様化により、核家族化が進行し、地域のつながりは希薄化しているといわれています。

また、市内小学校の統廃合により、学校行事や児童を通じて培われた交流が少なくなり、近所づきあいの機会も失われている状況です。

こうした中、身近な地域の住民が顔見知りとなり、ささえ合うことは、地域での生活をよりよいものにしていく活動の出発点です。地域でのささえ合いの基盤となる人間関係が希薄にならないよう、ご近所や地域のつながりを意識できるような機会の確保が重要となってきます。

(アンケート結果から)

- 日頃の近所の人との付き合い方について、「あいさつをする程度」が 63.5%(前回 58.9%)と最も高く、「暮らしのことで話し合ったり助け合ったりしている」が 29.4%(35.0%)、「ほとんど付き合っていない」が 7.1%(5.3%)と続いています。
- 地域における助け合い、ささえ合い活動を活発にするために重要なことについて、「地域内に誰もが気軽に立ち寄れる場や人とつながりを持てる場などの居場所をつくる」が 33.4%(35.6%)と最も高く、「町内会など地域組織を活性化する・参加を促す」が 29.4%(36.6%)、「近所の子どもや高齢者の見守り・声掛け活動を進める」が 27.2%(32.5%)、「居住者同士の交流活動やイベントなど、触れ合う・知り合う機会を増やす」が 25.1%(25.7%)と続いています。

【施策の方向性】

地域でのささえ合いを推進するうえでは、ご近所や地域の人たちとの人間関係が基盤となることから、あいさつや会話など基本的なコミュニケーションが大切と思われます。市では、町内や地区の行事・イベント、地域活動への参加が地域内交流の活性化につながると考え、その活動を支援します。

①地域拠点化の推進

令和8年4月から市内の全公民館がコミュニティセンターとして共用を開始し、コミュニティ活動の活発化が期待されます。各地区センターを拠点とした各種講座や講習会、コミュニティ活動を通して、その地区に合った特色ある地域づくりを支援します。

②地域コミュニティ活動の支援

地区において、世代を超えて地域住民が気軽に交流できる環境をつくるため、町内会や地区協議会などへの支援の充実に努めます。

③地域内交流の促進

地域社会で孤立することなく、住み慣れた地域で生きがいを持ち暮らしていくよう、高齢者や障がい者、子ども、子育て世代など、地域のあらゆる人が、世代間交流をはじめ、知識や経験をいかした多様な活躍ができる場や機会の創出に努めます。

施策2 コミュニティを基礎とした地域福祉の推進

【現状と課題】

地域福祉を進めていくためには、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど分野ごとに整備された施策の実施にとどまらず、地域の様々な関係機関、各種団体などが連携し、地域コミュニティに根を下ろした福祉施策の展開を図っていく必要があります。

本市では、10地区に地区協議会及び地区社会福祉協議会が組織され、各地区的特色をいかした住民主体の地域づくりが行われています。さらに地域ささえ合い活動の啓発、支援に取り組んできた結果、いきがいづくりや助け合い活動を行う小グループも活動をはじめました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の強みをいかした、住民相互がささえ合い、助け合うまちづくりと事業のあり方が求められます。

(アンケート結果から)

- 地域での助け合いを進めていくことについて、「地域の団体が中心となって取り組むほうがよい」が57.0%(57.4%)と最も高く、「市民一人ひとりが協力できることをするほうがよい」の26.6%(27.2%)と合わせ、83.6%(84.6%)の人が地域での助け

合いの必要性を感じています。

【施策の方向性】

市は、市内10地区の社会福祉協議会を中心に、町内会、民生委員・児童委員、地区協議会などが連携した、それぞれの地域の実情に即した地域福祉活動を推進し、活動の周知を通じた啓発と参加の促進を図ります。また、地域住民と地域の関係団体などが地域課題について話し合い、解決を試みる取組を支援します。

①地区社会福祉協議会主体による地域福祉事業の推進

市社会福祉協議会の支援のもと、地域福祉推進の自主組織である地区社会福祉協議会を中心とした、各地区の特色をいかした地域福祉事業を推進します。

②各地区における地域福祉活動の連携

地区社会福祉協議会をはじめ、町内会、地区協議会、地区老人クラブなどの関係団体及び民生委員・児童委員と、地区コミュニティセンター、学校などが連携し、地域福祉活動の推進を図ります。

③地域福祉活動への参加促進

地域における活動を広報紙やホームページ、SNS*などに掲載することで、活動に対する理解を広げ、参加の促進と活動の更なる広がりを図ります。

④住民主体の課題解決に向けた支援

地域住民や地域の関係団体等が、地域の生活課題や福祉課題について話し合う場をつくるとともに、地域と行政の協力のもと、住民が主体的に課題解決につなげる取組を支援します。

*SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネットを利用して人と人とのつながりを支援するサービスのことです。

施策3 安全・安心の地域づくり

【現状と課題】

高齢化の進行などにより、見守りや支援を必要とする人が増加していることから、家庭内や地域での問題解決力の強化及び地域での見守りや相談など、地域内のささえ合い機能をより充実させていく必要があります。

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯や子育て世帯、障がい者などの孤立防止や、虐待の早期発見や防止など、安全安心な暮らしをささえる体制づくりが求められています。また、地域の生活課題には、既存の福祉サービスでは対応が行き届いていないものもあり、このような課題を解決するためには、制度的な福祉サービスや支援に加え、地域住民の理解と協力を求めながら、地域ぐるみで課題解決に取り組む必要があります。

地域ではカバーできない問題は、相談窓口へ適切につなぐしくみをつくる必要があります、特に民生委員・児童委員などを中心に地域で相談支援に携わる人たちが、地域住民にとって身近な相談・支援者として十分に力を発揮できる活動環境の整備が必要です。

(アンケート結果から)

- 民生委員・児童委員について、「活動内容を知っている」「存在は知っている」を合わせて 80.8%(81.7%)の回答結果である一方、毎日の暮らしの中で困ったときの相談先としては概ね 5%以下の回答結果であり、更なる活動の周知が求められます。
- 困っている家庭に対し手助けができることは、「安否確認の声掛け」が 59.1%(60.1%)と最も高く、「災害など緊急時の手助け」が 38.1%(47.9%)、「雪かき」が 30.7%(37.2%)、「話し相手や相談相手」が 28.8%(34.0%)と続いています。
- 困ったときに手助けしてほしいことは、「雪かき」が 62.8%(62.3%)と最も高く、「災害など緊急時の手助け」が 49.8%(52.9%)、「安否確認の声掛け」が 42.1%(41.6%)、「外出の手助け」が 30.3%(29.6%)、「家事の手伝い」が 22.3%(24.7%)、と続いています。

【施策の方向性】

市は、地域でのささえ合い、助け合いを促進するとともに、地域における見守り体制の充実を図り、各世帯の生活課題・福祉課題の早期発見に努めます。また、民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、地域住民の身近な相談相手になるよう、地域における活動を支援します。加えて、「黒石型地域包括ケアシステム」の実現に向けて、地域で行うささえ合い活動を推進します。

①地域における共助の基盤づくりの推進

町内ごとに配置された、地域の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などを見守るボランティアである「ほのぼの交流協力員」の活動を支援するとともに、地区協議会等が行う高齢者の地域見守り事業や民生委員・児童委員の活動との連携により、地域における住民主体によるささえ合い体制の構築を図ります。また、地域事業者が業務の遂行の中で行う見守りを含めた、重層的な見守り体制の推進を図ります。

②身近な相談支援の充実

地域における身近な相談役でもある民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるよう、民生委員・児童委員の活動等について周知を図ります。また、活動に必要とされる知識や技術の習得を目的とした研修会や委員相互の連絡調整を行う民生委員児童委員協議会の運営を支援します。

③黒石型地域包括ケアシステムの実現

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」において、町内や地区で行われているささえ合い活動との連携による「黒石型地域包括ケアシステム」の実現に向け、地区社会福祉協議会や地区協議会、町内会などと協力し、活動を推進します。

施策4 災害時における支援活動の推進

【現状と課題】

近年、地震をはじめ、台風や集中豪雨等の自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しています。大規模な災害が発生した場合に、自力あるいは家族の支援のみでは避難の実施や避難生活を送ることが困難な人に対し、地域や関係機関が連携した対策を講じる必要性が高まっています。

災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平時における備えの充実を図ることが大切です。特に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対する見守りや声掛けなど、日ごろから地域内のつながりを持つことがさらに重要になっています。

(アンケート結果から)

- 防災に関する取組について知っているものを尋ねたところ、「避難場所」が 63. 2%(61. 7%)、「防災マップ」が 44. 6%(37. 5%)、「黒石市総合防災訓練」が 21. 1%、黒石市防災アプリが 18. 6%(24. 3%)と比較的高い割合である一方、「災害時避難行動要支援者登録制度」は 5. 3%(3. 1%)にとどまっており、制度の更なる周知が求められます。
- 災害時要支援者の支援を進めるうえで、優先すべき地域の取組について、「避難支援者の確保」が 32. 2%(21. 0%)と最も高く、「特にない・わからない」が 22. 0%(26. 5%)、「日常的な災害時要支援者と避難支援者の交流」が 22. 0%(20. 6%)となっています。
- 災害時要支援者を支援するための行政の取組について、「災害時要支援者登録制度の周知」が 38. 7%(36. 2%)と最も高く、「特にない・わからない」が 22. 3%(23. 7%)、「身近な地域で防災講座の実施」が 18. 9%(20. 6%)と続いています。

【施策の方向性】

市は、災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に進めるために、災害時避難行動要支援者登録制度の周知及び登録への働きかけや、個別避難計画の作成を進めるとともに、地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるなど、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

①災害時避難行動要支援者登録制度の利用促進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等、災害時の避難行動に支援が必要となる人（災害時避難行動要支援者）への支援を円滑に進めるために、災害時避難行動要支援者登録制度*の周知を図ることで、地域支援者の確保に努めるとともに、災害時避難行動要支援者名簿への登録を促進し、個別避難計画*の作成を進めます。また、民生委員・児童委員などと連携し、災害時避難行動要支援者の把握に努めます。

*災害時避難行動要支援者登録制度とは、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等、災害時の避難行動に支援が必要となる人を災害時避難行動要支援者として事前に把握し、災害時避難行動要支援者名簿を作成することで、地域住民や関係機関等が連携して、平常時からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導を行いうための仕組みです。

*個別避難計画とは、災害時に自力での避難が難しい避難行動要支援者のうち、計画作成と関係機関への情報提供について同意した方について、安全な場所に円滑に避難できるよう、ひとりひとりの状況にあわせて作成する避難計画です。

②地域での避難支援体制の構築

町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者及び関係機関などと連携しながら、災害時避難行動要支援者名簿等の情報を共有し、災害時における支援体制の構築に努めます。

③福祉避難所協定施設等との連携

災害発生時に、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする要配慮者について、地域防災計画に基づく福祉避難所の設置及び運営が円滑に進められるよう、協定締結施設などとの連携体制の構築に努めます。

④防災意識の普及啓発

防災に関する情報提供に努めるとともに、防災訓練等を実施することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。

基本目標 2 安心できる未来に向けての人づくり

施策 1 地域福祉の考え方や活動の周知・啓発

【現状と課題】

本市はこれまで、すべての市民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる福祉のまちづくりを推進するため、心のバリアフリー^{*}の促進を図ってきました。また、子ども、高齢者、障がいのある児・者を含めたすべての市民の社会参加を叶えるため、公共施設に積極的にユニバーサルデザインを取り入れてきました。

年齢や性別、障がいの有無や国籍に関わりなく、誰もが安心して地域で暮らし、社会に参加できる環境をつくるためには、施設や設備のハード面の取組とあわせ、相手を思いやり、ささえ合うソフト面の取組が求められ、地域福祉の考え方や地域で実践されている事例を広く周知し、やさしいまちづくりの取組を広げていくことが必要となります。

【施策の方向性】

市は、市民への福祉に関する理解を促進するために、広報などを通した情報提供の充実を図るとともに、イベントなどの普及啓発を推進します。

①地域福祉の意識啓発

学校や地域の関係機関、市社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、多くの福祉体験や各種講座等により福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図ります。

②福祉に関する情報提供の充実

市社会福祉協議会と協力し、広報紙やホームページなどを通した、福祉に関する情報提供についてわかりやすい表記を用い充実を図ります。

*バリアフリーとは、多様な人が社会に参加するうえでの障壁（バリア）をなくすことです。道路や建築物の段差など物理的なバリアの除去にとどまらず、障がい者や高齢者をはじめ、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリアの除去という意味で用いられています。

③イベント等での普及啓発

市社会福祉協議会及び市民生委員児童委員協議会との共催により、市民福祉大会を開催し、市民の福祉意識の啓発と福祉に関する理解の促進を図ります。また、市が主催するイベントなどにおいて、福祉に関する普及啓発に取り組みます。

施策 2 福祉教育の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、自らの問題として福祉への理解と関心を高めていくことが大切です。そのためには、子どもの時から高齢期に至るまで生涯にわたり、多様な実践を交えた教育や学習の機会の充実を図ることが重要です。

福祉教育は、社会の中でささえ合い、共に生きるための力をはぐくむものであり、人格的な発達の基礎となるものであることから、学校における教育活動のみならず、家庭や地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

(アンケート結果から)

- 福祉教育を効果的に行うための取組について、「学校教育の充実により、福祉に対する理解を深める」が 47.1%(45.9%)と最も高く、「年齢や障がいなどに関わらず、地域の皆が交流・学習できる機会づくり」が 36.2%(36.8%)、「支援の必要な人から直接話を聞いたり、交流できる機会づくり」が 22.0%(25.7%)と続いています。

【施策の方向性】

市は、地域でのささえ合いを推進し、地域共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが地域福祉を担っていくという意識をはぐくむために、学校や地域での福祉教育を推進します。

①学校教育における福祉教育の推進

学校等において、実際の体験を取り入れた福祉教育の取組を進めます。また、市社会福祉協議会が小中学校等との協働で行う、ボランティア推進校事業や福祉体験講座等の取組を支援します。

②地域における福祉教育の推進

市が行う「出前講座」をはじめ、地域で行う講座などにおいて、福祉に関するメニュー や体験学習などの充実を図ります。

③多様な交流の促進

高齢者や障がい者などに対する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深めるため、市は、地区協議会や学校、市社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、世代間交流や支援を必要とする人との交流など、多様な交流の促進を図ります。

施策3 福祉の人材育成とボランティア活動の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進していくには、地域の課題を自分たちで考え方共にささえ合うという観点から、地域住民の自発的な取組が重要です。特に、ボランティア団体やNPO法人等の役割は、サービスの担い手の確保や、公的サービスでは十分に対応できない、「制度の狭間」を埋めるきめ細かいサービス提供などにおいて、今後ますます大きくなることが予想されます。

一方で、少子高齢化の影響から子ども会や育成会活動の停滞や、ボランティア登録者の高齢化等、後継者や協力者が不足しているなどの課題もあり、人材の育成やボランティア活動などに取り組みやすい環境づくりが求められています。

(アンケート結果から)

●地域活動やボランティア活動に参加するための条件について、「気軽に参加できる」が27.3%(33.0%)と最も高く、「身体的な負担が少ない」が25.7%、「活動時間や曜日が自由に決められる」が23.3%(30.2%)、と続き、活動に参加するうえでの気軽さを求める声が多い結果となっています。

【施策の方向性】

市は、市社会福祉協議会と協力し、市民のニーズに合ったボランティア講座の開催や活動の場づくりに取り組みます。また、福祉分野に限定されない多分野のボランティアを推進します。

①福祉に関する講座や生涯学習の充実

市社会福祉協議会と連携し、福祉に関する各種講座や、生涯学習プログラムの充実と参加の促進を図り、福祉やボランティアに関わる人材の育成及び確保に努めます。

②ボランティア活動の普及・推進

市社会福祉協議会及び市ボランティア連絡協議会の協働のもと、ボランティアメニューの作成や情報発信の充実により、ボランティアの啓発と普及を図ります。また、ヤングケアラー^{*}や8050問題^{*}など分野を超えた複合的な問題に対する理解促進を図ります。

*ヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家事や家族の介護、世話等を日常的に過度に行っている子どもや若者をいいます。

*8050問題とは、80代の高齢の親が、50代の子どもの生活を経済的・精神的にささえ続けることで、世帯全体が孤立し、経済的困窮や親子共倒れに陥る社会問題です。背景には子どもの長期化するひきこもりや失業、親の高齢化による介護負担の増大など、複数の要因があります。

基本目標 3 自分らしく生きるためのしくみづくり

施策 1 包括的な支援体制の構築

【現状と課題】

地域福祉を取り巻く環境の変化により、孤立死や自殺、高齢者・障がい者・子どもの虐待、家庭内暴力、引きこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。また、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など、複数の課題を同時に抱えるケースも増加しています。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげるためには、いわゆる「縦割り」ではなく、地域、関係団体、行政等が連携し、地域で起こる課題を「丸ごと」受け止め、ささえていくことが必要となります。

また、高齢者・障がい者・子どもなどの権利擁護*や生活困窮者の自立支援のように多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域、関係団体、行政等の連携が重要になります。

【施策の方向性】

市は、地域福祉を取り巻く環境の変化により多様化・複合化した課題に対して、適切かつ確実な支援につなげるため、地域、関係団体、行政機関等による包括的な支援体制の整備を推進します。

①包括的な支援体制の構築

あらゆる人を包括的にささえ、多様化・複合化した課題を適切かつ確実な支援につなげるため、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等が連携して必要な支援を一体的、包括的に提供する支援体制の整備を推進します。

*権利擁護とは、個人の権利や利益が侵害されないように、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利行使できるよう支援するものです。

施策 2 生活困窮者対策の推進

【現状と課題】

本市では、平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援制度において、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとの連携を密にして支援の対象となる生活困窮者の把握に努めるとともに、市社会福祉協議会に生活困窮者自立相談支援窓口*を設置し、関係機関と連携した生活保護に至る前の相談と自立支援を進めてきました。

今後も、収入や健康状態の悪化など、支援を必要とする人を確実に相談支援に結びつける取組を推進するとともに、関係機関との連携強化等、効果的な取組を進める必要があります。

(アンケート結果から)

- 生活困窮者の問題や支援について、72.1%の人が「必要だと思う」と回答しています。支援として必要だと思う地域の取組については、「日常生活の自立支援や、就労支援のための活動の場の提供」が合わせて 44.6%、「行政機関や民生委員・児童委員につなぐための、生活困窮者の早期発見の取り組み」が 35.6%でした。支援として必要だと思う行政の取組については、「生活困窮世帯の子どもへの日常生活支援や学習支援」が 28.8%、「就労に必要な訓練等の事業」が 25.8%となっています。

【施策の方向性】

生活困窮者の早期発見に努めるとともに、経済的・社会的に自立した生活を送れるよう、支援の充実を図ります。また、分野横断的に相談・支援できる体制づくりを進めます。

①生活困窮者の把握

民生委員・児童委員や市社会福祉協議会など関係者・関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見と情報把握に努めます。

*生活困窮者自立相談支援窓口とは、就労、住居、経済的に困っているなどの問題や悩みを抱えている人の生活全般について相談を受け、相談者の自立した生活を目指して、必要な機関と連携して継続的に支援する相談機関です。

②相談支援体制の充実

市社会福祉協議会に設置する自立相談支援窓口をはじめとした相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりに合った支援プランに基づき、自立した生活の実現に向け、本人の状況に応じた継続的な支援を行い、庁内をはじめ関係機関のネットワーク構築により、分野横断的に相談・支援できる体制づくりを進めます。

施策3 自殺対策の推進

【現状と課題】

本市における自殺死亡率は、増減を繰り返しながらも中長期的には減少傾向にあります、自殺者は依然として後を絶たない状況です。

この状況を踏まえ、市は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進しています。

今後も、地域におけるネットワークや相談体制の強化を図りながら、人材育成やこころの健康づくりに関する普及啓発とともに関係機関等が密接に連携する取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

自殺の要因となり得る背景には生活困窮、健康問題、いじめ・暴力、ひきこもりなど様々な問題があります。

自殺は防ぐことができる社会的な問題であるという認識のもと、市は、地域におけるネットワークと相談体制の強化を図り、医療・福祉・保健など様々な関連機関等と連携し、「生きることの包括的な支援」として対策を推進します。

①地域におけるネットワーク・相談体制の強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談等、様々な関係機関等とのネットワークづくりと連携が重要です。また、様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、こころの健康相談や地区相談事業等の場で、包括的な支援体制を継続し、相談体制の強化を図ります。

②自殺対策をささえる人材育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、市民、関係機関、関係団体、教育関係者等にゲートキーパー研修の機会の確保を図ります。

③こころの健康づくりに関する啓発と周知

支援を必要とする人が、適切な支援につながるための相談窓口、自身のこころの健康状態がわかるメンタルチェックシステム(こころの体温計)の利用促進及びストレスへの対処方法等について、市広報誌等により知識の普及啓発を図ります。

また、こころの健康について理解を深めるため健康教育や研修会を行い、自殺対策に対する関心と理解を深める取組を推進します。

施策 4 権利擁護の推進

【現状と課題】

認知症高齢者や障がい者など、判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らすためには、必要な支援が受けられるとともに、その人の人権が守られることが重要です。

また、子どもや高齢者、障がい者など、社会的な弱者への虐待が深刻な問題となっており、人権侵害が起こらない社会の構築や、虐待を受けた人の保護が求められています。

今後も、高齢化の進行により、判断能力が十分でない人の増加が予想されることから、権利擁護に関する事業や制度について、より一層の周知・啓発を図る必要があります。さらに、権利擁護に関する理解を深め、その人の意思決定の支援や人権を守るために、関係機関と連携を図り、支援体制を充実させていく必要があります。

(アンケート結果から)

- 権利擁護に関する取組の認知状況について、「成年後見制度*」が 43.7%(38.9%)と最も高く、「地域包括支援センター」が 32.2%(35.4%)と続いている。「日常生活自立支援事業*」、「市民後見人の育成」、「消費者被害防止」、「高齢者、障がい者虐待に対する取組」などは概ね 10%以下であり、更なる周知が求められます。
- 虐待に関する対応の際に不安に感じることについて、「自分が通報したことが分かり責められる」が 32.5%(34.8%)と最も高く、「虐待が余計にひどくなる」が 31.0%(34.2%)、と続いている。

【施策の方向性】

市は、住民それぞれがお互いの人権を認め合い尊重し、誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築いていくために、住民への人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用援助を進めます。また、虐待を含む権利擁護を必要とする人の早期発見のしくみや、早期に適切な対応が取れる体制づくりを進めます。

*成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人について、本人の権利の援助者（成年後見人等）を選び、財産管理、施設の入退所等の契約、遺産分割などの法律行為等を支援する制度です。

*日常生活自立支援事業とは、判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送られるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う事業のことです。

①権利擁護支援の充実

成年後見制度の周知・啓発や、関係機関との連携及び地域の見守り等によるニーズの早期把握など、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく事業の実施により、権利擁護支援の充実に努めます。また、市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業や、他の福祉サービスをはじめとした公的サービスの活用を含め、権利擁護に関する支援の必要性に応じた、適切な制度利用を促進します。

②虐待等の防止に関する普及啓発

高齢者・障がい者・子どもなどに対する、虐待・差別・いじめなどを防止するため、相談しやすい窓口づくりと市民への人権意識の普及啓発に努めます。

③虐待等への対策の充実

虐待等の防止・早期発見・早期対応を図るため、相談窓口を周知するとともに、相談・通報を受けた際は、関係機関と連携しながら適切な支援を行うとともにアウトリーチ支援にも取組んでいきます。

施策 5 再犯防止対策の推進(黒石市再犯防止推進計画)

【現状と課題】

全国的に再犯者率が上昇しており、再犯の防止が課題となっています。矯正施設退所後も就労先や住居がないことや、経済的に困窮しているなどの不安定な生活環境が再犯に結びつきやすいと言われており、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中でささえていく取組として、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう相談や支援を行うことが大切です。

しかし、再犯防止に関する施策や更生保護活動*については、市民にとっては必ずしも身近なものではないため、市民の関心と理解を得にくいことや、民間協力者による再犯防止に関する活動についても市民に十分に認知されているといえない状況です。

保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会など様々なボランティアが協力して、更生保護*に関する取組を進めていく必要があります。

(アンケート結果から)

●再犯防止に対する考え方について、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない」「どちらかといえば思わない」が合わせて45%、「わからない」が34.7%でした。思わない理由として、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が49.6%、「どのように接すればいいかわからないから」が46.9%と続き、再犯防止に関する意識向上への働きかけが求められています。

【施策の方向性】

市は、立ち直りの機会の醸成を図るため更生保護活動を周知するとともに、生活基盤を確保するため、関係機関と連携した分野横断的な相談支援を推進します。

①更生保護活動の周知

立ち直りの機会の醸成には市民からの更生保護活動に対する理解と協力が必要となることから、過去に罪を犯した人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護活動を市の広報紙等で周知し、啓発に努めます。

*更生保護活動とは、罪を犯した人や非行のある人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のことです。

②分野横断的な相談支援の推進

矯正施設退所者には、福祉の支援が必要な人が多く見受けられることから、保護司会も含めた関係機関と連携し、国が掲げる7つの重点課題のうち就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した修学支援、民間協力者の活動の促進等、市として取り組むべき施策について地域福祉の視点を踏まえた分野横断的な相談支援を推進します。

*国が掲げる7つの重点課題とは、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動の促進、⑥地域による包摂の推進、⑦再犯防止に向けた基盤の整備です。

施策 6 関係機関・団体や地域住民との連携

【現状と課題】

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしい自立した生活を送るためには、行政によるサービス提供に加えて、地域住民自らが、より住みやすい地域をつくっていこうとする自主的・主体的な活動が重要です。

支援される側として捉えられるがちな高齢者や障がい者などの持つ能力、知識や経験を生かして、自ら社会活動に参加するなど、地域住民すべてが「ささえ合う」という観点に立った取組が重要になります。また、社会全体で子育てを支援する地域社会づくりや一人暮らしの高齢者ばかりでなく、何らかの課題を抱えているものの既存の制度の対象にならない人をはじめ、支援を要する人々が孤立することなく、地域とつながりを持ちながら暮らしていくことが必要です。

福祉のまちづくりを推進するために、必要な行政サービスや保健・医療・福祉・介護等のサービスを総合的に提供していくとともに、市と地域住民や関係機関・団体、地域住民の協働による効果的なサービス提供や地域福祉活動の推進が求められます。

(アンケート結果から)

●福祉サービスに対する考え方について、「行政と地域住民(住民組織)すべてが協力し合いながら行うべきだと思う」が 45.5%(53.7%)と最も高く、「行政(国や地方自治体)の責任で行うべきだと思う」が 19.8%(17.9%)、「わからない」が 18.6%(15.8%)と続いています。

【施策の方向性】

市は、「ささえ手」「受け手」の関係を超えたすべての主体がささえ合う地域福祉を推進するため、地域住民と関係機関・団体、行政相互の交流、連携、協働を推進します。また、多様化・複合化した生活課題・福祉課題の解決に向け、多機関の連携を強化するとともに、多機関・多職種の交流の場づくりを進めます。

①地域住民や地域団体との連携・協働

令和 8 年度から 10 地区公民館はコミュニティセンターとなり、活動の拠点として今まで以上に地域団体間の交流が図られるよう、市民の意向に寄り添いながら支援します。

②市社会福祉協議会との連携・協働

市社会福祉協議会を地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として位置づけ、その基盤強化と体制づくりを支援するとともに、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携により、施策の実現を図ります。

③多機関・多職種連携の強化

高齢者の地域包括ケアにおける「地域ケア会議」や、生活困窮者支援における「支援調整会議」、要保護児童等の支援における「要保護児童対策協議会」など、各分野において多機関・多職種の構成員により行われている各種会議や支援を確実に実施し、多機関・多職種による連携の強化に努めます。

④多機関協働のためのネットワークづくり

単独の支援機関では対応が難しい多様化・複合化した課題や、制度の狭間にある課題などへの包括的な支援体制の構築に向け、連携した取組を進めていますが、多機関・多職種協働のためのネットワークづくりについて検討します。

施策 7 相談体制の充実

【現状と課題】

本市の相談窓口は、市役所の各課窓口や地域包括支援センター*等が担っています。また、市社会福祉協議会では、民生委員・児童委員と協働し「ふれあい相談所」を開設するとともに、生活困窮者自立相談支援窓口を担っており、ともに相談機能を有する関係機関と情報共有し、連携を図ってきました。

一方で、福祉課題の多様化・複合化により、既存の制度の対応では適切な支援を受けられないという問題も指摘されています。

住民が福祉サービスを利用するにあたってはいつでも気軽に相談ができ、複雑な問題を整理できるように、それぞれの役割分担や横の連携を密にした対応ができるような体制が必要です。

(アンケート結果から)

- 市内の各相談窓口を知っている人の割合として、生活の困りごとの相談窓口(生活困窮者自立相談支援窓口)の45.8%(46.9%)が最も高く、自殺対策、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)*、女性相談の各相談窓口は5割以上の人人が「知らない」と回答していることから、相談窓口の更なる周知が求められます。
- 福祉政策のために市が優先的に取り組むべき施策として、「相談しやすい窓口の充実」が30.0%(42.6%)、「必要な人へ支援をつなげるしくみづくり」が29.1%(30.0%)と高い割合になっています。

【施策の方向性】

市は、複数の課題を同時に抱えているケースや福祉サービスにつながらない制度の狭間にある問題を解決していくことができるよう、課題を丸ごと受け止め、分野を超えて一体的にサービスを提供できる相談支援体制づくりに向け、市における部局間の連携強化及び関係機関や専門職との連携により、更なる相談窓口の機能充実を図ります。

*地域包括支援センターとは、高齢者への総合的な生活支援の窓口として、高齢者本人や家族からの相談に応じ、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるよう、包括的に支援することを目的とした機関です。

*DV（ドメスティックバイオレンス）とは、夫婦、恋人などパートナーからの暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれます。

①利用しやすい相談窓口の開設

高齢者・障がい者・子育て支援をはじめ、福祉に関わるあらゆる分野について、市民の視点から相談しやすくわかりやすい、市民のニーズに合った相談窓口の開設に努めるとともに、広報、ホームページなどにより窓口の周知に努めます。

②相談窓口の連携強化

相談内容に応じて、適切な担当窓口にスムーズにつなげるよう、部局間の連携体制を更に強化するとともに、窓口担当職員の知識拡充に努めます。

③各相談機関の連携強化

地域包括支援センター*、こども家庭センター*、市社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所*等、相談支援機関の更なる連携の強化を図ります。

④包括的相談支援体制の整備

包括的支援体制の検討と併せ、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく支援に結び付けられるよう、課題を丸ごと受け止める相談体制を推進します。

*こども家庭センターとは、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う機能を有する機関です。

*障がい者相談支援事業所とは、障がい者や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス利用に関する計画を作成し、関係機関との連携、調整を行う機関です。

施策 8 サービスを利用しやすい環境づくり

【現状と課題】

高齢者、障がい者、子育て世帯やひとり親世帯等、福祉サービスの利用者は、それぞれ心身の状況、生活環境などの違いにより必要とされる福祉サービスも異なるため、生活上の課題を解決するためには、どのような福祉サービスを受けることができるのかという情報を入手したうえで、福祉サービスを的確に選択、利用することが重要です。

利用者のニーズを十分把握し、利用者にとって最適な福祉サービスを自由に選択できる環境を整えることが必要であり、日常生活の自立や質の向上が図られるよう、多種多様な情報をわかりやすく提供していく必要があります。

(アンケート結果から)

- 福祉政策のために市が優先的に取り組むべき施策として、「わかりやすい福祉情報の提供」が 45.2%(44.9%) と最も高い割合になっています。
- 福祉や健康について知りたい情報について、「高齢者や障がい者が利用できる福祉サービスの情報」が 41.5%(46.9%)、「福祉や健康についてのサービス利用方法の情報」33.1%(37.4%)、「介護保険や福祉のサービス提供業者のサービス内容の情報」が 29.7%(35.4%) と高い割合になっています。

【施策の方向性】

市の福祉各分野にかかる個別計画を推進することにより、福祉サービスの質の向上と量の確保を図ります。また、福祉サービスが多様化する中で、支援が必要な人に必要な情報が伝わり、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報の充実を図ります。

① 福祉各分野の個別計画の推進

市の福祉各分野にかかる個別計画を推進することにより、福祉サービスの質の向上と量の確保を図ります。また、福祉サービス利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、福祉や介護のサービス事業者などが連携し、それぞれの特性を生かした事業を展開することにより、福祉サービスの質的向上を図ります。

②情報提供の充実

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切な福祉サービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供の充実に努めます。また、利用者が事業者と対等な立場で判断できるよう権利擁護のための制度について周知に努めます。

③苦情解決への適切な対応

福祉サービス提供について、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応するとともに、各分野における行政とサービス提供事業者間の情報交換の場を設け、苦情に対する対応力向上を図ります。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉に関する施策分野は、福祉・保健・医療にとどまらず、教育、就労、住居、交通、環境、まちづくりなど広範囲にわたっています。計画の着実な推進を図るため、庁内の横断的な連携を進め、計画推進に係る情報等の共有を図ります。

また、関係機関・団体、福祉事業者、市社会福祉協議会等との連携を通じて情報共有を図るとともに、市民に広く情報提供を行い、地域における連携・協働体制の充実を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、福祉各分野の個別計画の進捗状況を定期的に点検・把握とともに、アンケート調査等により市民の意見等を把握したうえで、施策の評価・検証を行います。また、社会情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて各種施策を見直します。

第2期黒石市成年後見制度利用促進基本計画

黒石市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護^{*}を「成年後見人」などが本人に代わって行い、その人を法的に保護する制度です。

全国的に少子高齢化は急速に進んでおり、本市においても 2040 年には 65 歳以上が全体の 45.9% となるという推計がなされております。高齢化が進み地域コミュニティの希薄化による地域のささえ合いの低下が懸念され、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関する対応も求められています。地域コミュニティを維持し、こうした方々が地域から孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護^{*}支援の必要性が高まっています。

国においては、ノーマライゼーション^{*}、自己決定権の尊重、身上保護^{*}の重視に向け、成年後見制度の利用促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成 28 年 5 月に施行され、促進法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国的第一期計画」という。）が平成 29 年 3 月に閣議決定されました。国的第一期計画では、令和 3 年度までの 5 年間を計画期間として、成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図つきましたが、更なる施策の推進を図る必要があることから新たな基本計画となる「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の中期計画」という。）が令和 4 年 3 月に閣議決定されました。

これらの動向を踏まえ、本市では、支援を必要とする人がその人に合った制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策に取り組むため、黒石市成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

*身上監護とは、成年後見人等が行う、被後見人の生活、療養看護に関する事務のことです。具体例として、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、施設の入退所等の手続きを行うなどがあります。

*権利擁護とは、個人の権利や利益が侵害されないように、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利行使できるよう支援するものです。

*ノーマライゼーションとは、障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共にいきいきと活動できる社会を目指すという考え方です。

*身上保護とは、身上監護と同義です。

(2)計画の位置づけ

この計画は、促進法第 14 条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

本市の最上位計画である黒石市総合計画と調和し、福祉分野の上位計画である黒石市地域福祉計画、関連計画である高齢者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合を図ります。

(3)計画期間

計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。また、社会情勢や、関連計画との整合性を図るために必要に応じて見直しをすることとします。

(4)計画の進行管理及び評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、高齢者福祉計画及び、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に示す関連事業の実施状況及び進捗状況を点検し、評価したうえで今後の対策を講じていきます。

(5)周辺自治体との協力

弘前圏域 8 市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鷫町・田舎館村・西目屋村）では、国計画に基づき、どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和 2 年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでおり、圏域 8 市町村において、めざす姿を共有し、協力していきます。

2 成年後見制度利用に関する現状

(1)首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てることができます。成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市長が申し立てることができます。認知症高齢者の利用が多く、知的・精神障がい者の利用が少ない現状にあります。

首長申立（上段は高齢者、下段は障がい者）単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計		5	5	2	4	5
内訳	後見	4	2	1	2	5
		0	2	0	0	0
	保佐	1	1	1	2	0
		0	0	0	0	0
	補助	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

資料：福祉総務課、黒石市地域包括支援センター

(2)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

成年後見制度利用支援事業（上段は高齢者、下段は障がい者）単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	8	8	6	10	7
費用助成	5	3	3	4	5
	0	2	0	0	0
報酬助成	3	3	3	6	2
	0	0	0	0	0

資料：福祉総務課、黒石市地域包括支援センター

(3) 弘前圏域権利擁護支援事業

令和2年4月に弘前圏域8市町村による「弘前圏域権利擁護支援センター」を中心機関として設置し、共同で運営しています。センターは地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

(ア) 権利擁護の相談支援

本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う。

(イ) 権利擁護支援チームの形成支援

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人をささえ権利擁護支援チームの体制を構築する。

(ウ) 権利擁護支援チームの自立支援

地域の実情に応じて、各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う。

(エ) その他成年後見制度利用促進に関すること

成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての広報啓発を、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて行うとともに、市民後見人等養成研修等を実施し、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するなど成年後見制度の利用促進を図る。

また、医師、弁護士等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会において、広域的な観点から重層的な成年後見制度利用の支援体制を構築していきます。

3 成年後見制度利用促進にあたっての課題

本市における高齢者を取り巻く状況は、令和2年において総世帯数11,618世帯のうち高齢者単身世帯は1,649世帯で14.1%、同じく高齢者夫婦世帯は1,256世帯で10.8%であり、高齢者のみで構成される世帯は増加傾向にあります。また、要介護認定者で認知症の症状が見受けられる方や認知症に関する相談件数も増加傾向にあります。

知的障がい者、精神障がい者の人数については横ばいの状況ですが本人やその支援者の高齢化によりいわゆる「親なき後問題」が懸念されており、また権利擁護に

に関する相談も増加していることから、障がい者の自己決定権等を尊重する意識の高まりがうかがえます。このような状況から成年後見制度利用の必要性は今後ますます増えていくことが考えられます。

計画作成にあたり実施した市民アンケートでは、権利擁護の取組として知っているもののうち、「成年後見制度」は43.7%と認知度は高くなってきたものの、成年後見制度の利用については「制度がよくわからない」と58.2%の人が回答しています。

成年後見制度利用促進にあたっての課題として、必要とする人が利用するための制度の周知と利用拡大に向けた支援、次に、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備、最後に制度理解と不正防止の徹底があげられます。

4 計画の策定によりめざす姿

基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えます。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるよう相談体制の再構築を目指します。

(1) 成年後見制度の周知及び啓発

弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、地域住民や関係機関に対して成年後見制度に関する研修会等を開催し、制度の周知啓発に努めます。

(2) ニーズの把握と早期発見

医療や介護・障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげるよう努めます。

(3) 成年後見制度の利用ありきでない他の福祉サービス等の一体的提供

密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に寄り添った支援をしていくうえで、権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業*」や他の福祉サービス等と連動したサービスの提供を行います。

*日常生活自立支援事業とは、判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送られるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う事業のことです。

(4) 利用支援事業のあり方

成年後見制度の利用が望ましいものの、頼れる親族がおらず申立て手続きを行えない人や、申立ての費用や後見人等への報酬を負担できない人に対して、成年後見制度利用支援事業による助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。また、持続可能な支援体制のため本人の資力の判断基準など利用支援事業のあり方を検討します。

基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を行う地域全体の仕組みの構築を目指し、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。

(1) 中核機関の設置

地域連携ネットワークの中核となり、地域の権利擁護の機能（広報、相談、制度利用促進、受任者マッチング、後見人等支援）を果たすよう主導する役割を担う中核機関として、弘前圏域権利擁護支援センターを、弘前圏域定住自立圏8市町村共同で令和2年4月1日に開設しました。

地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、弘前圏域権利擁護支援センターを二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行います。

(2) 地域連携ネットワークの構築

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチ^{*}を図り、日常的に支援を必要とする人の必要な支援へ結びつけるとともに、当人の意思や状況を継続的に把握します。また、弘前圏域権利擁護支援連絡会において、関係団体の連携強化や自発的に協力する体制づくりを進めます。

(3) 担い手の確保・育成等推進

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人等養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、市民後見人等養成研修修了者が市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動

*アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず、自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けることです。

や法人後見を実施する事業者の育成についても検討を進め、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

基本目標3 制度理解と不正防止の徹底

成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識不足から生じるケースが見受けられるため、広く制度理解を促し、普及していくことで不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

（1）成年後見制度の周知及び啓発（再掲）

弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、地域住民や関係機関に対して成年後見制度に関する研修会等を開催し、制度の周知啓発に努めます。

（2）不正防止のための関係機関との連携

成年後見人等とのチームによる被後見人等のサポートや弘前圏域権利擁護支援連絡会で不正を未然に防ぐための体制整備を検討します。